

アゼルバイジャン

特許法

原文(制定)日付:1997年7月25日

施行:1997年8月2日

目次

第 I 章 一般総則

- 第 1 条 基本概念
- 第 2 条 特許に関するアゼルバイジャン共和国の法令
- 第 3 条 工業所有権の物件の法的保護
- 第 4 条 工業所有権分野における所管官庁
- 第 5 条 審判委員会
- 第 6 条 特許弁護士

第 II 章 工業所有権の主題についての特許性の条件

- 第 7 条 発明についての特許性の条件
- 第 8 条 実用新案についての特許性の条件
- 第 9 条 意匠の特許性の条件
- 第 10 条 特許及びその有効期間により付与される法的保護の範囲

第 III 章 特許の創作者及び所有者

- 第 11 条 発明, 実用新案及び意匠の創作者
- 第 12 条 特許の所有者
- 第 13 条 使用者及び創作者

第 IV 章 発明, 実用新案及び意匠の使用に関する権利

- 第 14 条 工業所有権の主題の使用に関する排他権
- 第 15 条 工業所有権の主題の使用
- 第 16 条 先使用権
- 第 17 条 工業所有権の主題に関する譲渡
- 第 18 条 特許所有者の同意のない工業所有権の主題の使用
- 第 19 条 工業所有権の主題を実施する権利の許諾に関する排他的及び非排他的ライセンス契約
- 第 20 条 使用に関する権利の許諾に関する強制ライセンス

第 V 章 特許権の侵害

- 第 22 条 特許所有者の排他権の侵害
- 第 23 条 特許所有者の排他権の侵害を構成しない行為
- 第 24 条 特許の侵害

- 第 VI 章 特許の出願及び取得
- 第 25 条 国家安全保障に関する工業所有権の主題
- 第 26 条 国際出願
- 第 27 条 特許取得を求める出願
- 第 28 条 工業所有権の主題の優先権
- 第 29 条 出願の審査
- 第 30 条 出願に関する情報の公告
- 第 31 条 出願に対する異議申立
- 第 32 条 工業所有権の主題の登録及び特許の付与
- 第 33 条 特許に関する情報の公告
- 第 34 条 付与済み特許に対する異議申立
- 第 35 条 特許に対する変更及び工業所有権の主題の国家登録簿における変更
- 第 36 条 特許の失効
- 第 37 条 特許の無効
- 第 38 条 期限を偶発条件とする権利の回復
- 第 39 条 特許手数料及び費用
- 第 40 条 訴訟審理の条件
- 第 41 条 外国における工業所有権の主題の特許付与
- 第 42 条 特許に関する外国法人及び自然人の権利
- 第 43 条 国際協定

第 I 章 一般総則

第 1 条 基本概念

本法において使用される基本概念は、次の通りである。

工業所有権の主題-人間の知的活動の成果である発明，実用新案，及び意匠
発明-特許性の条件に応答し，工業の特定課題及び経済活動のその他の分野に対する実用的解決を可能にする新たな解決

実用新案-生産及び消費材又はそれらの部材についての構成的解決

意匠-物品の新たな外観及び物品の外観についての技術構成的解決

特許-発明，実用新案及び意匠について所管官庁により発行された保護の権原

方法-物件に対する作用に基づく工程相互関係の達成

物質-技術的に創作された物件

考案-構成要素の又は構成要素から組み合わされた構造，機構，物品であって，機能的構成において単一性のもの

出願-工業所有権の主題に関する特許取得を求める書類の配列したシリーズ

第 2 条 特許に関するアゼルバイジャン共和国の法令

特許に関するアゼルバイジャン共和国の法令は，アゼルバイジャン共和国憲法，本法，並びに本法及びアゼルバイジャン共和国の国際協定に従い採択された他の法令から構成される。

第 3 条 工業所有権の物件の法的保護

工業所有権の主題に対する権利は，国家により保護され，特許により証明される。

特許は工業所有権の主題に関して発明者権及び優先権を証明し，それらの実施について排他権を与える。

公益，人間性の諸原理及び善良の風俗に反する発明，実用新案及び意匠は，特許により保護されない。

第 4 条 工業所有権分野における所管官庁

1. アゼルバイジャン共和国の工業所有権分野における所管官庁（以後所管官庁という。）は，工業所有権の主題保護の分野における国策を本法に従い実行し，工業所有権の主題に関する法人及び自然人からの出願要素

を受理し，それらを審査し，国家登録簿に工業所有権の主題を登録し，特許を付与し，公式情報を公示し，特許弁護士の資格認定及び登録を実行し，本法に従い所管官庁の規則により決定され，かつ，規制される他の機能を遂行する。

2. 所管官庁の職員は，それらの者の義務を遂行している間，及び所管官庁とのそれらの者の労働関係の終了後 1 年以内には，特許出願をすることができない。

3. 所管官庁の活動財源は，アゼルバイジャン共和国の国家予算，特許手数料及び提供されたサービスに対する納付金から割り振られた収入とする。

第5条 審判委員会

1. 工業所有権の主題，その審査，特許の付与，並びに特許弁護士の資格認定，それらの者の登録及び活動は，所管官庁の審判委員会により審理される。
審判委員会の決定は，法令により制定された規則により裁判所に上訴することができる。
2. 所管官庁の審判委員会の規則は，所管官庁により制定される。

第6条 特許弁護士

1. 特許弁護士は，アゼルバイジャン共和国の国民であり，アゼルバイジャン共和国の領域に恒久的住居を有し，高等教育を有さなければならず，アゼルバイジャン共和国の国語を知り，国家特許弁護士登録簿に登録された者とする。
特許弁護士は，アゼルバイジャン共和国の領域におけるその有効性を受け持つ所作において，工業所有権の主題に関する特許の付与における委任状を発行する者を補佐し，工業所有権の主題に関する権利を活性化するに当りそれを代表し，ライセンス契約の締結中は所管官庁及び裁判所において，委任状を発行する者の利益を保護し，かつ，その者の権限内の業務を遂行する。
2. 特許弁護士の活動は，本法及び所管官庁により承認された規則により規制される。
3. 特許弁護士は，特許所有者又は工業所有権の主題の創作者になることができない。

第 II 章 工業所有権の主題についての特許性の条件

第 7 条 発明についての特許性の条件

1. 次の主題は、発明とみなすことができる。
 - 考案
 - 方法
 - 物質
 - 微生物の菌株
 - 植物又は動物の細胞培養物
 - 既知の考案、方法、物質、微生物菌株の新たな目的での使用
2. 発明の主題は、それが新規であり、進歩性を含み、かつ、産業上の利用ができる場合は、法的保護を受けるものとする。
3. 発明は、それが全総体知識(技術水準)の一部を形成しない場合は、新規であるとみなす。全総体知識(技術水準)とは、発明に関する出願の出願日前に世界で誰にでも入手可能となっていた如何なる情報も含まれるものとする。

全総体知識(技術水準)は、所管官庁に出願された発明に関する出願、及び官報により公告された発明に関する出願についてのものもまた、含まれるものとする。
4. 本条第 3 項は、使用自体が全総体知識(技術水準)に含まれない場合は、新たな使用のみからなる新規性を有する発明には適用しない。
5. 所管官庁に対する発明の出願日前 12 月中の発明の主題に関する情報の開示は、それが創作者、出願人、又は当該情報を直接的又は間接的に創作者又は出願人から取得した他人により行われた場合は、当該発明の新規性に影響を及ぼさないものとする。
6. 発明は、技術水準を考慮して、それが当該技術の熟練者にとり明白でない場合は、進歩性を含むものとみなす。
7. 発明は、その主題が産業又は経済の何らかの分野において製造し又は使用することができる場合は、産業上利用することができるものとみなす。
8. 次の主題は、発明であるとはみなさない。
 - 科学的理論
 - 数学的方法
 - 技術構成的業績の結果(意匠)
 - 知的活動及び経済的活動のための組織及び履行の方法
 - 遊戯の規則及び方法
 - コンピュータの演算方式及びプログラム
 - 情報提供の方法
 - 記号、予定表及び規則
 - 構造物及びビルディング用プロジェクト及び計画、並びに土地開発用のプロジェクト及び計画
 - 植物品種及び動物畜種(この規定は微生物学的方法又は当該方法により得られた製品には適用されないものとする。)
 - 集積回路の回路配置
 - 病気の臨床的方法、人体又は動物体の治療学的及び外科的療治の方法

第8条 実用新案についての特許性の条件

1. 生産、消費材又はそれらの部材、構成的解決及び機能的特異性についての手段は、実用新案であり、新たな目的で使用されて、長所を与え、時間を節約し、手作業を緩和するか又は労働の衛生的若しくは心理的条件を改善する場合は、それを実用新案であるものとみなす。

2. 実用新案は、それが新規であり、かつ、産業上の利用ができる場合は、法的保護を受けるものとする。

3. 実用新案は、その重要な特徴が全総体知識から未知である場合は、新規であるものとみなす。

全総体知識(技術水準)は、アゼルバイジャン共和国におけるそれらの使用に関する同一役割及び情報についての実用新案が、実用新案に関する先行出願日前に誰にも入手可能となっていた物件からなる。

全総体知識(技術水準)は、他の法人及び自然人により所管官庁に対して出願され、官報により公告された実用新案に関する出願のそれも含むものとされる。

4. 所管官庁に対する実用新案出願の出願日前12月中の実用新案の主題に関する情報開示は、それが創作者、出願人、又は当該創作者若しくは出願人から直接的又は間接的に当該情報を入手した他人により行われた場合は、当該実用新案の新規性に影響を及ぼさないものとする。創作者又は出願人は情報開示の事実についての立証責任を負う。

5. 実用新案は、その主題が産業又は経済の何らかの分野においても行い又は使用することができる場合は、産業上の利用ができるものとみなす。

6. 次の主題は実用新案であるものとはみなさない。

- 方法
- 物質
- 微生物の菌株
- 植物又は動物の細胞培養物、新たな目的でのそれらの使用
- 第7条第8項において指定された主題

第9条 意匠の特許性の条件

1. 物品の外観を決定する技術構成的解決は、意匠と呼ぶ。意匠は絵画若しくはひな形又はそれらの特徴の結合により構成されるものとする。

2. 意匠は、それが新規かつ独創的であり、産業上の利用ができる場合は、法的保護を受けるものとする。

3. 意匠は、意匠の審美的かつ人間工学的特異性を生じるその重要な特徴(形状、輪郭、装飾、又は色彩の結合)が出願の優先日前に世界中で各人に入手可能な知識から未知である場合は、新規であるものとみなす。

全総計知識(技術水準)は、他の法人及び自然人により所管官庁に意匠に関する出願であって、官報に公示されたものも含むものとされる。

4. 所管官庁に対する意匠出願の出願日前6月中に意匠の主題に関する情報の開示は、それが創作者、出願人により、又は直接説的又は間接的に当該情報を当該創作者又は出願人から入手した他人により、行われた場合は、当該意匠の新規性に影響を及ぼさないものとする。創作者又は出願人は情報開示の事実についての立証責任を負うものとする。

5. 意匠であって、物品についてその審美的特異性に対する創造的性質により決定される重要な特徴を有するものは、独創的であるものとみなす。
6. 意匠は、それが製造において再現できる場合は、産業上の利用ができるものとみなす。
7. 次の主題は、意匠であるものとはみなさない。
 - 専ら製造品の技術的機能により決定される解決
 - (小規模建築形態を除く)建築学的概念
 - 工業的、水力的及び静止的構造物
 - 本来の印刷物
 - 不安定形状の主題、例えば液体、ガス体、乾燥物及び類似のものなど

第10条 特許及びその有効期間により付与される法的保護の範囲

1. 特許により工業所有権の主題に付与される法的保護の範囲は、次の通り決定されるものとする。
 - 発明及び実用新案について-それらのクレームによる決定
 - 意匠について-当該物品(ひな形、図面)の写真で表示された重要な特徴による決定
2. アゼルバイジャン共和国における特許の存続期間は、出願が所管官庁に行われた日から起算して次の通りとする。
 - 発明について-20年
 - 実用新案について-10年
 - 意匠について-10年
3. 製品(物品)を得る方法について特許により付与された権利は、この方法により得られた如何なる同一製品にも及ぶものとし、別段の証拠を欠く場合は、新たな製品は特許方法により得られたものとみなす。

第 III 章 特許の創作者及び所有者

第 11 条 発明，実用新案及び意匠の創作者

1. 自然人であって，創造的業務の成果として発明，実用新案及び意匠を生んだ者は，その創作者であるとみなす。

工業所有権の主題が複数自然人の共同創造的仕事の成果である場合は，それらの者はその共同創作者であるものとみなす。

共同創作者に帰属する権利の行使条件は，それらの者の間の合意により決定されるものとする。

2. 自然人であって，工業所有権の主題の製造に対して何ら個人として創造的貢献をしなかったが，創作者(又は共同創作者)に対して技術的，組織的，又は物質的助力を与えたに過ぎない者，工業所有権の主題及びその使用に関する権利の法定化について補佐した者は，創作者であるものとはみなさない。

3. 工業所有権の主題の創作者に対する権利は，不可侵の個人的権利を構成し，無期限に保護を享受する。

4. 工業所有権の主題の使用に関する(使用者でない)特許の創作者，出願人又は所有者の間の関係は，それらの者の間に締結された協定により規制されるものとする。工業所有権の主題の使用に関するそれらの者の間の訴訟は，裁判所の手続により審理されるものとする。

第 12 条 特許の所有者

特許は次の者に対して付与される。

- 工業所有権の主題の創作者(複数創作者もあり)又はその者(それらの者の)承継人
- 特許付与を求める出願における又は所管官庁に行った工業所有権の主題の登録日前の請求における創作者若しくは共同創作者又はその者(それらの者の)の法定承継人により明記の同意に基づく法人又は自然人
- 本法第 13 条における規定による使用者

第 13 条 使用者及び創作者

1. 企業の所有者又は企業の長，官庁，その者に使用される創作者，並びに法令により禁止されていない事業に従事する自然人は，創作者である従業者(以後従業者と呼ぶ。)により実行された労働活動の組織的-法的形態に拘らず，雇用されているものとみなす。

2. その者の業務関連義務又はその者の使用者により書面で委託された特定業務(目標)(生産，科学的研究，美術工芸又は他の種類)の遂行において従業者により創作された工業所有権の主題に関する特許付与を求める権利は，契約による別段の規定がない限り，当該使用者に帰属する。

工業所有権の新たな主題の創作に関する使用者と従業者との間の関係は，契約により決定されるものとする。

3. 本条第 2 項に従い工業所有権の主題が創作された日から 1 月以内に，従業者(複数従業者もあり)は，その者の使用者にその旨を書面で通知しなければならない。本条第 2 項に従い工業所有権の主題を創作した従業者(複数従業者もあり)は，これについて当該

主題の創作後 1 月以内に通知書を使用者に対して送付すべきである。

4. 当該使用者が工業所有権の主題に関する出願を行うことを拒絶し又は当該創作者がその者の使用者に知らせた日から 3 月以内にこの権利を行使する意思について当該従業者には知らせない場合は、この権利は当該従業者に帰属するものとする。

使用者及び従業者は、出願を行う前には工業所有権の主題の本質についての如何なる開示も避けなければならない。

5. 本条第 4 項に従い、使用者は従業者による特許の取得後 6 月以内にライセンス契約を基礎とする特許の使用に対する優先権を有する。

6. 全ての案件において工業所有権の主題に対する特許を取得する権利は、本条第 2 項において規定された案件を除いて、従業者に帰属する。

7. 使用者は、工業所有権の主題の創作について、従業者と使用者との間に締結された契約条件に従い、従業者に対して一定の額を支払う。

使用者が工業所有権の主題に関する使用の権利を他人に移転させ、使用者が得た利益が従業者に支払われる報酬の額に適合しない場合、又は使用者が工業所有権の主題の使用に自己の参加を継続し、かつ、当該従業者に支払われた報酬の額に適合しない利益を挙げた場合は、当該従業者は請求額の増加を要求する権利を有する。

得た経済的利得について、工業所有権の主題の使用で、使用者と従業者との間に締結された協定に規定されたものを超える場合は、当該従業者は割増報酬を受領する権利を有する。(訳注:以下の本段落中の原文は不明確なれども直訳)当該従業者が工業所有権の主題を参照して特許に関する権利の拒絶を決定した場合は、当該使用者は事前にこれに関する権利の自身に対する移転に関する協定の締結を提案すべきである。

8. 所管官庁がアゼルバイジャン共和国の国家安全保障に関する特別の科学研究及び設計建設工事の顧客である場合は、それらの工事の遂行に関連する工業所有権の主題の執行人により創設された権利は、アゼルバイジャン共和国の法令により規制される。

9. 工業所有権の主題に関連する使用者と従業者との間に生じる訴訟は、アゼルバイジャン共和国の法令により制定された規則により、裁判所の手続により審理される。

第 IV 章 発明、実用新案及び意匠の使用に関する権利

第 14 条 工業所有権の主題の使用に関する排他権

1. 工業所有権の主題の使用に関する排他権は、それが他の特許の所有者の権利及び本法を侵害しない場合は、当該特許の所有者に帰属する。
2. 何人も、特許が付与済の工業所有権の主題については、当該特許の所有者の同意を得ることなしには、これを使用することができない。
3. 特許の所有者は、特許によりその者に付与された権利については、共和国の公共の利益を害することなく、これを使用しなければならない。
4. 工業所有権の主題が複数の特許所有者により所有されている場合は、それらの者の各人により、特許権についてそれらの者の間で締結された協定に従い他の法人又は自然人に対し移転させることができる。それらの者が合意に達しない場合は、訴訟解決はアゼルバイジャン共和国の法令により制定された規則により、裁判所の手続により審理される。

第 15 条 工業所有権の主題の使用

1. 特許済み工業所有権の主題が使用されている製品の市販、又は特許により保護された応用方法は、それらが特許済み工業所有権の主題の必須の特徴の全てを含む場合は、工業所有権の主題について使用したものとみなす。
2. 共有特許が付与されている工業所有権の主題の実施から生じる相互関係は、共有特許の所有者間の協定により定義されるものとする。当該協定が締結されなかった場合は、各共有特許権者は、他人に対する特許に関するライセンス又は移転の許諾に関する場合を除いて、その者が適当と考える通り工業所有権の主題を使用する権利を有する。合意を欠く場合は、各所有者は、特許のライセンス許諾又は譲渡なしに、その裁量により、工業所有権の主題を使用することができる。工業所有権の主題に関連し共有特許権者間に生じる訴訟は、法令により制定された規則により、裁判所の手続により審理されるものとする。
3. 工業所有権の主題の出願人は当該主題の使用についてその者が特許を取得するまで、協定に従い如何なる法人又は自然人にも譲渡することができる。工業所有権の主題について複数の出願人を有する場合は、出願に関する権利はそれらの者の間の協定に従いそれらの各人により他の法人又は自然人に対して移転することができる。当該権利の移転に関する協定は、請求提出及び所定の手数料納付の後、所管官庁により登録される。出願人により特許を取得後この使用の継続についてのその暫定的法定保護中に工業所有権の主題を使用した法人又は自然人は、第 19 条に従い特許所有者とライセンス契約を締結すべきである。

第 16 条 先使用权

1. 特許により保護された工業所有権の主題の優先日前に、かつ、創作者から独立してアゼルバイジャン共和国の領域において善意で同一の工業所有権の主題を工夫かつ使用したか又はその日までに必要な準備を行った法人又は自然人は、支障なしに、かつ、当該特許所有者に対する何らの補償金の支払なしに、当該主題を独立して使用を継続する権利を有する。ただし、当該主題の使用範囲が拡張されないことを条件とする。

2. 先使用者の権利の承認のため、所管官庁はその者の請求をその者の出願に従い検討し、1 月以内に特許所有者に通知を送付する。出願時には、先使用者はまた自己による所定の手数料の納付を証明する書類も提出すべきである。

2 月以内に先使用に関する特許所有者からの異論が存在しない場合は、所管官庁は先使用者権の承認に関する決定を採択し、それを該当する国家登録簿に記録し、かつ、その通達を官報により公告する。

先使用者と特許所有者との間に生じる訴訟は、裁判所の手続により審理される。

3. 先使用の権利は、承継人に対して、又は工業所有権の主題が使用されている場合若しくは当該使用のため必要な準備が既に行われていた場合は当該企業と共に他の法人又は自然人に対してのみに、移転させることができる。承継人、法人又は自然人はこの権利を本条第 1 項に従い先使用者に与えられた範囲で行使することができる。

第 17 条 工業所有権の主題に関する譲渡

1. アゼルバイジャン共和国の法令により定められた他の事例がない場合は、如何なる出願、特許又はそれらから発生する他の権利も、全部又は一部について、他人にアゼルバイジャン共和国の法令により制定された規則により譲渡することができる。

2. 工業所有権の主題についての特許取得に関する権利は、アゼルバイジャン共和国の法令により制定された規則により、継承により移転させることができる。

3. 出願、特許又はそれらから発生するその他の権利に関する工業所有権の主題の他人に対する譲渡は、所管官庁により登録される。

第 18 条 特許所有者の同意のない工業所有権の主題の使用

国家安全保障の利益の保護を目的として、所管官庁は特許所有者の同意なしの工業所有権の主題の使用に関するその同意を与える権利を有する。

この事案において、補償は特許所有者に支払われる。当該特許所有者が補償の額に不満の場合は、その者はアゼルバイジャン共和国の法令により制定された規則により、裁判所に上訴することができる。

第 19 条 工業所有権の主題を実施する権利の許諾に関する排他的及び非排他的ライセンス契約

1. 特許所有者でない如何なる法人又は自然人も、ライセンス契約に従い特許所有者の同意によってのみ、工業所有権の主題を実施することができる。

ライセンス契約に従い、特許所有者(実施許諾者)は工業所有権の主題を実施する権利を他の法人又は自然人(実施権者)に対して契約により定められた範囲で許諾することができる。

ライセンス契約は所管官庁に登録されるものとする。

2. ライセンスは排他的又は非排他的とすることができる。

排他的ライセンスは、ライセンス契約により定められた範囲における工業所有権の主題を実施する排他的ライセンスを実施権者に対して許諾する。

実施権者は、実施許諾者の同意書に従い他の法人及び自然人とサブライセンス契約を締結することができる。この契約は所管官庁により登録される。

サブライセンスは非排他的な性格とするものとし、他の者には許諾することができない。排他的ライセンスが終了した場合は、サブライセンス契約もまた終了する。

3. 非排他的ライセンスでは、実施許諾者は、工業所有権の主題を実施する権利を実施権者に付与している間、ライセンスを他の当事者に対して付与する権利を含み、特許に基づく全ての権利を維持することができる。
4. 当事者相互の同意に従いライセンス契約に導入された変更は、当該ライセンス契約が所管官庁に既に登録されていたときは、所管官庁により記録されるものとする。
5. ライセンス契約に関する訴訟は、法令により制定された規則により裁判所の手続により審理される。

第 20 条 使用に関する権利の許諾に関する強制ライセンス

1. 特許所有者又はその者の権原承継人が有効な理由なしに特許の付与日から 3 年以内に工業所有権の主題を使用せず、3 年を超えて真剣な準備をせず又はそれを中止し、この期間の終了後ライセンス許諾を拒絶した場合は、如何なる法人又は自然人も工業所有権の主題の使用に関して強制ライセンス許諾を求める請求を添えて裁判所に上訴することができる。

強制ライセンスは、非排他的な性格とする。

実施権者が取得日から 2 年以内に強制ライセンスを使用しない場合は、特許所有者は法令により制定された規則により当該ライセンスの取消を求めて裁判所に上訴することができる。

特許所有者と強制ライセンス取得者との間の強制ライセンス許諾日からの関係は、本法により制定された実施許諾者と実施権者との間の関係と同等であるものとみなす。

2. 特許所有者が他の特許所有者の権利を侵害せずには、工業所有権の主題を実施することができない場合は、その者は後者に自分とライセンス契約を締結するよう要求する権原を有する。

この問題に関する訴訟は、法令により制定された規則により、裁判所により審理される。

第 21 条 工業所有権の主題の使用についての国家奨励

工業所有権の主題の創作及び使用に対する国家の奨励として、創作者、特許所有者及び企業に対する特権並びに優遇貸付を制定することができる。

第V章 特許権の侵害

第22条 特許所有者の排他権の侵害

工業所有権の特許済み主題を形成する製品(物品)の製造, 使用, 輸入, 販売の申出, 何らか他の形態での市販又は当該目的での貯蔵については, 特許により保護された保護された方法の使用, 当該方法により得られた製品を市販するか又は当該目的で貯蔵すること同様に, それらが特許所有者の同意なしに行われた場合は, 当該特許所有者の排他権の侵害を構成するものとみなす。

第23条 特許所有者の排他権の侵害を構成しない行為

次のものは, 特許所有者の排他権の侵害であるとはみなさない。

- 特許済み工業所有権の主題を含む製品の非商業目的での非営利的使用
- 特許済み工業所有権の主題を含む製品の科学的実験又は研究目的での使用並びに特許済み工業所有権の主題の試験における使用
- 医師により処方されたような例外的な症例における薬局での医薬品の処方
- 外国の運送手段の建設又は運用における工業所有権の特許済み主題を形成する考案の使用。ただし, 当該輸送手段が臨時的又は偶発的にアゼルバイジャン共和国の領域に入ったときは, 当該輸送手段が同様な権利をアゼルバイジャン共和国の輸送手段の所有者に対して付与している国の法人又は自然人に帰属している場合は, 当該考案がそこで専ら輸送手段の必要のみに使用されることを条件とする。

第24条 特許の侵害

1. 特許により保護された工業所有権の主題を使用する法人又は自然人は, 本法の侵害規定により, 特許権を侵害したものとみなす。特許権を侵害した者は, 法令により制定された規則に従い責任を有するとされることがある。
2. 特許所有者が法人又は自然人と損害の補償額に関して合意に達しない場合は, 訴訟は法令により制定された規則により, 裁判所により審理される。

第 VI 章 特許の出願及び取得

第 25 条 国家安全保障に関する工業所有権の主題

工業所有権の主題に関する提出済み出願に関する情報の開示がアゼルバイジャン共和国の国家安全保障を損なう可能性がある場合は、この出願は主管官庁の規則により定められた規則により、審理されるものとする。

第 26 条 国際出願

1. 国際出願がアゼルバイジャン共和国を締約国とする国際条約に従い、所管官庁に対して行われた場合は、当該出願人は所管官庁に対する国際出願の出願日から 2 月以内に国際出願に関するアゼルバイジャン語へのクレーム、要約、明細書の翻訳文を提出しなければならない。
2. アゼルバイジャン共和国の法人及び自然人は、アゼルバイジャン共和国が参加している国際条約に従い国際出願を行うことができる。
3. 所管官庁は、本条第 2 項に従い行われた国際出願の受理官庁であるものとみなす。

第 27 条 特許取得を求める出願

1. 工業所有権の主題についての特許取得を希望する法人又は自然人は、所管官庁に出願を行わなければならない。
2. 出願人は、所管官庁に対して出願を次の通り行うことができる。
 - 直接自己自身による出願
 - 所管官庁により登録されている特許弁護士を通じる出願外国の法人及び自然人については、アゼルバイジャン共和国が参加している国際条約による他の事例が存在しない場合は、アゼルバイジャン共和国の所管官庁に登録された特許弁護士により所管官庁に対して出願を行う。特許弁護士の権能は出願人により付与された委任状を通じて証明される。
3. 発明又は実用新案の出願は、1 発明又は実用新案のみ又は単一性の要件を満たすように連結された 1 群の発明又は実用新案に関係しなければならない。出願は次のものを含まなければならない。
 - 特許付与を求める願書であって、その名称により特許付与を求める創作者(複数創作者もあり)及び法人又は自然人の名称、並びにそれらの者の住居地又は事業地の宛先を記載したもの
 - 明細書であって、それを実行するため十分に明瞭かつ完全な発明又は実用新案の主題を開示したもの
 - クレームは発明又は実用新案の主題を定義し、明細書により支持されなければならない。
 - 出願の主題の理解のために要な場合は、図面及びその他の要素
 - 要約
4. 意匠の出願は 1 意匠のみに関係しなければならない。
複数の主題が統一の技術構成的形態を創作するときは、1 意匠であるものとみなす。
複数の意匠が分類の同一クラスに属する場合は、それらは 1 意匠であるものとみなす。
意匠の出願には、次のものを含まなければならない。

- 特許付与を求める願書であって、その名称により特許付与を求める創作者(複数創作者もあり)及び法人又は自然人の名称、並びにそれらの者の住居地又は事業地の宛先を記載したもの
 - 製造品の1組の写真、ひな形、又は図面であって、その外観の完全かつ詳細な図を示すもの
 - 製造品の全体図面、その機能的特徴の表示、又は必要な場合は意匠の主題の開示のための集合図
 - 意匠の必須の特徴の説明
5. 出願には、出願について所定の特許手数料の納付又は手数料減額の資格を与えられることがある状況を確認する書類を添付しなければならない。(訳注:原英文 deposit の関連、前後関係不明確ゆえ省訳)
6. 所管官庁に対する出願に関係する要件は、特許を決定すべきである。(訳注:原英文の、特に obtain 以下の意味不明ゆえ、意識)
7. 特許付与を求める願書は、アゼルバイジャン語により提出しなければならない。願の他の要素は、アゼルバイジャン語又は他の言語により提出することができる。出願に関する要素であって他の言語により提出されたもののアゼルバイジャン語への翻訳文は、出願日後2月以内に提出すべきである。
出願に関する記録保持は、アゼルバイジャン語により行われる。
8. 出願の出願日から1月以内に、出願人は自己の発議で、工業所有権の主題の本質に影響を及ぼさない、出願における訂正又は補正を行う権利を有する。
出願人は、所定の手数料の納付期間に関する1月間の満了後、所管官庁が官報による出願要素の公示に関する決定を下すまで、当該出願における訂正又は補正を行うことができる。
補正は専門家の提議に従っても行うことができる。
出願に関して工業所有権の主題の本質を修正する追加要素であって、当該出願に記載のない特徴を含むものは、審査の目的では考慮されないものとし、出願人は別個の出願形態によりそれらを提出することができる。

第28条 工業所有権の主題の優先権

1. 工業所有権の主題の優先権は、第27条に従う正規出願の所管官庁への受理の日により決定されるものとする。
優先権は、発明については第7条第3項及び第4項に従い、実用新案については第8条第3項に従い、また意匠については第9条第3項に従い、生じるものとする。
2. 工業所有権の主題に優先権については、発明出願又は実用新案出願が所管官庁に対して出願日から12月以内、又は意匠出願の場合は6月以内に行われた場合は、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国における最初の出願の出願日により決定することができる(条約優先権)。
パリ条約の締約国の領域において開催された公式的な国際博覧会において展示された主題の優先権については、当該出願が当該日付の後6月以内に出願することを条件として、当該主題が当該博覧会において公衆に対して展示された日から、これを主張することができる(博覧会優先権)。

この期限は条約優先権の期限と累積的とはしないものとする。

3. 条約優先権の取得を希望する出願人は、出願時に又は当該出願が所管官庁により受領された日から2月以内に、事実を記述しなければならず、当該出願を受領した当局により正確であると証明された先の出願及び特許に関する情報を提出しなければならない。この情報において、出願人は先の特許に関する書誌的事項を表示する(訳注:左記の原文は構文的に欠落部分があると考えられるが意識)。必要な場合は、所管官庁は当該出願を受領した当局から当該先の出願の情報提出に関する追加情報を要求することができる。
4. 優先権宣言が本条第2項に表示された期間内に提出されず、本条第3項及び第8項の規定が満たされない場合は、優先権は所管官庁における受領日により決定されるものとする。
5. 優先権は、この出願について、その者が優先権を得た日と当該出願の所管官庁での受領日との間の期間が先の出願の受理から、発明及び実用新案については13月及び意匠については6月を超えて経過していない時期に、出願人により取り下げられる場合は、アゼルバイジャン共和国が締約国である工業所有権の保護に関する国際協定に従い提出された最初の同一出願の出願日により決定することができる。
6. 優先権について、出願人が所管官庁から追加書類がそれらは出願の主題を修正したゆえ考慮されない趣旨の通知の出願人による受領日から3月以内に提出された別個の出願を実行していた場合は、追加要素の受理日により決定することができる。
7. 工業所有権の主題の優先権について、主張される優先権が発明又は実用新案についての先の出願の受領日から12月の満了前に、また意匠についての先の出願の受領日から6月の満了前に、提出されたことを条件として、工業所有権の主題を開示する同一出願人の先の出願の所管官庁に対する出願日により決定することができる。そのような場合には、当該先の出願は取り下げられたものとみなす。
8. 条約優先権又は先の出願に関する優先権を主張するため、出願人はその者の請求日から2月以内に所管官庁に対して所定の手数料の納付に関する書類を提出しなければならない。
9. 優先権について、先の優先権が既に主張されていた出願の受領日により決定することはできない。
10. 類似の工業所有権の主題についての優先日が審査中に同一であると確認された場合は、優先権は所管官庁に対して先に送付されていた出願に従い確認される。これらの日付もまた同一である場合において、(出願人間の協定により定められた他の条件が存在しないときは)所管官庁による登録番号を先に取得した出願に優先権が付与されるものとする(訳注:本項最後の部分は不明確ゆえ意識)。
11. 優先権に関する出願人間の紛争は、審判委員会により審理される。出願人が審判委員会の決定に同意しない場合は、その者は裁判所に上訴することができる。

第29条 出願の審査

1. 所管官庁は、出願の受領日から1月以内に提出された出願が第27条第3項、第4項、第5項及び第6項の要件に適合するか否かを決定し、出願の登録に関する決定を受理し、優先権を確認し、又は審査に関する決定を受理する。
2. 出願書類が第27条第3項、第4項、第5項及び第6項の必要条件を満たさない場合

は、所管官庁は通知を出願人に対して送付しなければならない。

出願人は当該請求の入手日から 2 月以内に訂正済み又は欠落の書類(要素)を提出しなければならない。

出願人が所要の要素を決定済み期間に従い提出しないか又は決定済み日付(手数料の納付条件付き)に期限延長に関する申請を提出しない場合は、当該出願は行われなかったものとみなす。

3. 出願が審査のため受容された場合は、所管官庁は工業所有権の主題内容に関して、次の通り審査する。

- 発明について-第 3 条第 3 段落、第 7 条第 1 項、第 6 項、第 7 項、及び第 8 項の要件

- 実用新案について-第 3 条第 3 段落、第 8 条第 1 項、第 5 項、及び第 6 項の要件

- 意匠について-第 3 条第 3 段落、及び第 9 条第 1 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項の要件
新規性の条件に関する工業所有権の主題に関する審査は、第 7 条第 3 項第 2 段落及び第 4 項、第 8 条第 3 項第 2 段落、第 9 条第 3 項第 2 段落に従い、アゼルバイジャン共和国の領域において保護されている工業所有権の主題について、行われるものとする。

審査結果が出願に関する工業所有権の主題について本条の所定の要件を満たすことを示す場合は、出願の所管官庁の官報による公告に関する決定が行われ、出願に関する要素が出願人による対応する手数料の納付後に公告される。

4. 特許の付与を拒絶する決定は、出願の工業所有権の主題が本条において制定された条件を満たさない場合は、所管官庁による審査の認定を基礎とする。

5. 出願が発明及び実用新案に関する出願の複数の主題を含むが単一性の要件を満たさない場合は、何れの出願に関する主題を考慮すべきかについて、出願人は対応する通知の取得日から 2 月以内に応答するよう求められるものとする。

出願人が審査官からの通知に表示期間内に応答しない場合は、所管官庁における審査は当該出願における頭書の出願に関する主題について実行されるものとする。

当初の出願に含まれた発明及び実用新案についての出願のその他の主題は、分割出願として提出し、また分離出願として提出することができる。

分割出願の発明又は実用新案の主題は、当初の出願内容の境界を超えるべきでなく、かつ、その構成部分として出願人により正確に特徴付けられるべきである。

分割出願は、発明については当初出願の出願日後 12 月以内に、ただし実用新案については当初出願の出願日後 6 月以内に、所管官庁に対して提出すべきである。各分割出願についての手料は、分離出願を取り扱う所定の額による納付とする。この条件が満たされた場合は、分割出願の優先権は当初出願の優先権により決定されるものとする。

分割出願の主題が当初出願の内容の境界を超える場合は、出願の最終版の提出日が出願日であるものとみなす。

6. 出願人は、所定の手料を納付して、特許付与を拒絶する決定に所管官庁の審判委員会に対して、当該決定の受領日後 2 月以内に、審判請求することができる。

7. 出願人は審判委員会の決定に関する全要素を閲覧することができる。

8. 出願人は、特許の登録まで出願を取り下げることができる。この場合は、納付済み手数料は還付されない。

9. 出願人は、発明に関する要素の公開前に請求を提出することにより、自己の発明出願を実用新案へ変更(又はその逆に変更)する権利を有する。

これらの場合は、当初の出願の優先権は留保される。

10. 出願人又は利害関係人により提出の請求であって、出願日後 18 月以内に、所定の手数料の納付を条件として、所管官庁に対して提出できるものに従い、所管官庁は主題の特許性の確証のため情報調査を行うことができる。(本項原文 2 行目の can be presented は掛かりが不明確ゆえ意識)

出願人又は利害関係人により提出の請求であって、出願日後 18 月以内に、所定の手数料の納付を条件として、所管官庁に対して提出できるものに従い、当該出願の実質審査を行うことができる。

実質審査の内容の結果は、出願人又は利害関係人に対して通知される。

情報調査及び実質審査は、所管官庁により決定された規則に従い、行われるものとする。

第 30 条 出願に関する情報の公告

1. 発明又は実用新案の出願の受領日後 12 月以内、また意匠の出願の受領日後 6 月以内に、所管官庁は官報により当該出願に関する情報を公告する。

2. 創作者(発明者)は、所管官庁の如何なる公告においても、工業所有権の主題の発明者として掲載されないよう請求書において要求する権利を有する。

3. 次のものは、出願に関する指定情報とする。

- 創作者(創作者として掲載されることを拒絶しなかった場合)及び出願人に関する情報
- 主題の名称
- 国際特許分類の索引
- 意匠の国際索引
- 優先日
- 発明又は実用新案の要約
- 意匠の必須の特徴の一覧及び明細書

4. 出願人は、出願に関する情報公告後、第 7 条第 3 項第 2 段落、第 8 条第 3 項第 1 段落及び第 2 段落、並びに第 9 条第 3 項第 1 段落に従い、出願の主題の新規性について責任を負うことになる。

5. 出願に関する情報が公告され次第、関心を有する如何なる法人又は自然人も、所管官庁において出願要素を調査し、かつ、所定の手数料の納付条件付きで、工業所有権の主題の明細書、図面、図形、及び写真を入手する権利を有する。

出願の公告済み要素についての調査手続は、所管官庁により制定される。

6. 出願に関する情報は、次の場合は公告されないものとする。

- 特許付与を拒絶する決定が下された場合
- 出願が取り下げられた場合
- 出願人が延長の申請を提出した場合
- 出願人が公告を拒絶する請求を提出した場合

7. 発明又は実用新案の主題が共和国の国家安全保障の利益に影響を及ぼす場合は、所管官庁は、それ自体の発議により、当該公告の決定日から 4 月まで、出願に関する情報の公告を延期する権利を有する。この期間の満了時に、所管官庁の決定は、それが許可されず、所管官庁が当該期間を延長しない(当該期間は所管官庁により延長されない)場合は、無効となる。

所管官庁が当該情報の公告を禁止し、当該発明(実用新案)の使用開放が禁止され、又は出願若しくは特許に関する工業所有権の主題の使用が禁止された場合は、出願人又は特許所有者は各補償金の支払を所管官庁に請求することができる。各補償金は、情報の公開及び発明(又は実用新案)の使用を禁止する最初の12月の期間が延長される場合は、必要となることがある。

この場合は、訴訟は裁判所の手続により解決される。

8. 出願に関する工業所有権の各主題は、特許の付与日前に出願要素の公告日から暫定法的保護を付与されるものとする。

暫定法的保護は、特許付与の拒絶に関する決定が採択(許容)された場合は、開始するものとはみなさない。

第31条 出願に対する異議申立

1. 出願の情報が公告された日から6月以内に、如何なる法人又は自然人も審判委員会に対して実証性のある異議申立書を提出する権利を有する。この場合は、参考要素の写しも提出すべきである。

2. 出願に対する異議申立は、第3条第3段落並びに第7条、第8条、第9条、第27条及び第29条の要件が遵守されなかった場合は、提出することができる。

3. 有効な異議申立書の写しは、出願人に対して転送されるものとする。出願人は異議申立書の写しを受領後2月以内に異議申立に応答しなければならない。

出願人がその者の応答を審判委員会に対して所定の期間内に提出しなかった場合は、当該出願は拒絶されたものとみなす。

4. 審判委員会は、出願人の答弁書の受領日から2月以内に当該異議を審査する。両当事者が異議申立手続に参加し、必須の要素を提出し、かつ、口頭説明を提供する権利を有する。

5. 異議申立審査の結果に従い、審判委員会は全面的若しくは部分的に当該特許を取消すか又は当該異議申立を拒絶するか何れかの決定を採択するものとし、当該出願人に対して通知を送付する。

第32条 工業所有権の主題の登録及び特許の付与

1. 所管官庁は、公告済み出願に対する異議申立提出の期間満了後又は特許付与に関する決定の審判委員会による採択の日から、登録について所定の手数料の納付を条件として、2月以内に、特許を付与し、工業所有権の主題の公告を各国家登録簿により登録し、かつ、当該特許は出願人に対して付与されるものとする。

工業所有権の主題の国家登録簿への挿入手続は、所管官庁により決定される。

2. 特許の効力を維持するため、その所有者は出願日後第3年次から始まる年次料金を納付すべきである。

3. 特許証が複数の者により請求された場合は、単独の特許証をそれらの者の1名に対して交付されるものとし、他方で残余の者に対しては所管官庁により証明された特許証の謄本が交付される。

4. 実証性のある請求に従い、所定の手数料の納付を条件として、特許所有者は特許証の副本を入手することができる。

5. 出願人と創作者が異なる者である場合は、創作者は特許証の謄本を入手することができる。
6. 創作者は特許証への自己の名称の掲載を拒絶することができる。

第33条 特許に関する情報の公告

1. 所管官庁は、工業所有権の主題の登録及び特許の付与の後3月以内に、官報により特許に関する情報を公告する。当該情報は、次のものを含むものとする。
 - 特許所有者(複数所有者もあり)の名称、その者が創作者として掲載されることを拒絶しなかった場合は創作者(複数創作者もあり)の名称
 - 工業所有権の主題の名称
 - 所管官庁における出願の受領日
 - 優先日
 - 発明又は実用新案のクレーム
 - 意匠の必須の特徴の一覧及び明細書
2. 特許所有者は、法令により制定された規則により、工業所有権の主題の付与済み特許と第7条第3項、第8条第3項第1段落及び第2段落、第9条第3項第1段落の決定済み要件との対応性の欠如に対しては責任を負わないものとする。

第34条 付与済み特許に対する異議申立

1. 特許に関する情報が公告された日から6月以内に、如何なる法人又は自然人も審判委員会に対して、条件が第3条第3段落、第7条第1項、第6項、第7項及び第8項、第8条第1項、第5項、第6項、第9条第1項、第5項、第6項及び第7項、第27条及び第29条に適合していない場合、又は発明、実用新案及び意匠が当初提出の出願において記載されていなかった必須の特徴を含む場合は、特許付与に対する実証性のある異議申立書を審判委員会に対して提出する権利を有する。
2. 特許所有者及び異議申立を行った法人又は自然人は、審判委員会の手続に参加することができる。
3. 審判委員会は特許の主題に関する情報の公告日から6月後には特許付与に関する異議申立を受理しない。
4. 審判委員会の決定は、裁判所に対して上訴することができる。

第35条 特許に対する変更及び工業所有権の主題の国家登録簿における変更

1. 所管官庁は、特許所有者の請求に従い、付与済み特許における明白かつ技術的な錯誤を訂正するものとする。
2. 特許所有者が特許における法人の名称、自然人の姓氏、名称及び祖父系名称を変更する場合は、その者はこの情報を所管官庁に対して提出しなければならない。
特許所有者が特許における変更に関して請求を提出し、かつ、所定の手数料を納付したときは、所管官庁は工業所有権の主題について国家登録簿に変更を導入する。

第36条 特許の失効

1. 特許は、次の場合は、その存続期間の満了前に失効する。

- 特許所有者が所管官庁に対して特許を終了さすよう請求を提出した場合
 - 年次維持料金が所定の時期に納付されなかった場合
 - 特許が第 37 条に従い無効とされた場合
2. 所管官庁は、失効特許に関する情報を官報により公告する。

第 37 条 特許の無効

1. 特許は、次のときには、所定の手続により無効と宣言することができる。
- それが第 7 条、第 8 条及び第 9 条に定められた要件を満たさないとき
 - 特許の明細書において、主題の本質について専門家が当該主題を実施できるほど十分かつ完全に開示されていないとき
 - 特許により付与された権利の範囲が当初の出願の限界を超えるとき
 - 特許が第 12 条に従い当該権原を有さない者に対して付与されていたとき
2. 特許については、本条第 1 項において所定の規定が特許全体に対して全面的には適用されない場合は、これを一部無効とすることができる。
3. 審判委員会又は裁判所は、特許の無効により生じた紛争を審理する。

第 38 条 期限を偶発条件とする権利の回復

1. 第 29 条第 6 項及び第 31 条第 3 項において定められた期限に適合しなかった出願人は、その者が正当な理由を提示し、かつ、所定の手数料を納付した場合は、所管官庁によるその者の権利の回復を受けることができる。
2. 期限を偶発条件とする権利の回復を求める請求は、関係期限の満了後 12 月以内に出願人により提出することができる。

第 39 条 特許手数料及び費用

特許手数料は、本法により制定された特許に関連する適法な処置の遂行について納付されるものとする。

所管官庁は特許弁護士の資格認定、登録並びにそれらに関する証明書交付及び情報公告について対応する費用を受領する。

特許手数料及び費用の額並びにそれらの納付手続は、対応する所管官庁により制定される。

第 40 条 訴訟審理の条件

特許に関する本法の適用から発生する訴訟は、アゼルバイジャン共和国の法令により制定された規則により裁判所により審理される。

第 41 条 外国における工業所有権の主題の特許付与

アゼルバイジャン共和国において創作された工業所有権の主題は、この主題に関する出願の所管官庁に対する出願日後 12 月以内に外国において特許を受けることができる。

所管官庁は、同庁による工業所有権の主題に関する出願の受理後 3 月以内に、外国に対する特許出願に関する出願可能性に関して対応する決定を採択し、出願人に対して通知を送付する。

所管官庁の決定に関する紛争は、法令により制定された規則により、裁判所により審理される。

第 42 条 特許に関する外国法人及び自然人の権利

外国の法人及び自然人は、アゼルバイジャン共和国の国際条約又は相互主義の原則に従い、アゼルバイジャン国民と同様に、本法により付与された権利を享受する。

第 43 条 国際協定

アゼルバイジャン共和国の国際条約により制定された手続が本法により定められた手続と異なる場合は、国際協定の手続が適用される。